京都市告示第223号

景観法第19条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

令和2年7月10日

京都市長 門 川 大 作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
おおきに迎賓館黒門中立売邸	京都市上京区中立売通堀川西入役人町 235 番 2, 235 番 4 京都市上京区黒門通上長者町上る榎町 372 番 2, 372 番 3
太田喜二郎邸	京都市上京区室町通上立売上る東入柳図子町 333 番 地、335 番地
太平治家	京都市左京区北白川下池田町 142 番, 143 番 11, 143 番 12, 138 番 1, 138 番 2

(都市計画局都市景観部景観政策課)